

	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を及ぼしている飲食業事業者の経営の継続化を支援します（美祢市飲食業感染症対応緊急支援事業）
--	--

新型コロナウイルス感染症の第三波の影響により年末の需要拡大時期において経営に影響を及ぼしている市内飲食業事業者に対して、経営の継続化に繋げることを目的とし、賑わいのあるまちづくりと産業振興に資するため、その経費の一部を補助します。

1 補助対象者

飲食事業者	食堂、レストラン、専門料理店、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業など
バンケット施設事業者	概ね 50 人以上の宴会、祝宴等が可能であり、且つ多くの人と情報が一堂に集まる会合の開催が可能な施設を有する事業者

2 補助対象要件

次の要件を全て満たしている事業者が対象となります。

- (1) 令和 2 年 11 月、または令和 2 年 12 月のいずれかの月上額が、前年同月比で 20%以上減少していること。
- (2) 令和元年の年間売上額が 300,000 円以上であること。
- (3) 令和 3 年 2 月以降に「美祢市サービス事業者等総合経営支援事業」との重複申請を行わないこと。
- (4) 感染予防対策を行っている、又は年度内に行う予定であること。
- (5) 前年度までの市税の滞納がないこと。納税について分納計画中であるものは滞納がないものとみなす。
- (6) 補助対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

※ 1 年未満の創業者については別途要件があります。

3 補助金額

(1) 飲食サービス事業者

補助対象経費等の区分	補助金額の算定基準	補助金の額
事業継続費	令和 2 年 10 月から同年 12 月のうちいずれか 1 月分の売上げが 10 万円以上	一律 100,000 円
	令和 2 年 10 月から同年 12 月のうち全ての月の売上げが 10 万円未満、又は令和 3 年 1 月以降に創業を開始した事業者	一律 50,000 円
雇用対策費	令和 3 年 1 月 1 日以降の従業員で、かつ社会保険に加入している者（1 人あたり）	算定基準に該当する従業員数に 50,000 円を乗じた額
広告宣伝費	令和 2 年 10 月から同年 12 月の間に要した広告宣伝費（消費税及び地方消費税は除く）	算定基準に該当する経費の合計額（1,000 円未満切り捨て）
水道光熱費	令和 2 年 10 月から同年 12 月の間に要した水道光熱費の平均額（消費税及び地方消費税は除く）	算定基準に該当する経費の合計額の 50%の額（1,000円未満切り捨て）

※補助金の額は、補助対象経費等の各区分に該当する補助金の額の合計で、上限額は 300,000 円となります。

(2) バンケット施設事業者

補助対象経費等の区分	補助金額の算定基準	補助金の額
バンケット費	令和2年11、12月の合計売上額が、前年同月と比較して100万円以上減少している場合	一律 500,000円
	令和2年11、12月の合計売上額が、前年同月と比較して100万円未満減少している場合	一律 300,000円

※宿泊にかかる売上額は除く。

4 申請手続

- 受付期間：令和3年2月15日（月）から令和3年3月15日（月）まで
- 申請方法：申請書類一式を、美祢市商工労働課（市役所本庁舎2階）、又は美祢市商工会宛へ提出
- 申請に必要な書類
 - 美祢市飲食業感染症対応緊急支援事業補助金交付申請書
 - 交付申請書に記載のある添付書類一式

5 申請書類の入手方法

美祢市商工労働課、美祢市商工会、また美祢市HPからのダウンロードも可能です。

6 申請から補助金交付までの流れ

- ① 交付申請書類一式を、美祢市商工労働課、又は美祢市商工会へ提出（申請者）
- ② 市商工労働課にて内容審査後、交付決定通知及び確定通知（市）
- ③ 請求書提出（申請者）
- ④ 後日、確定金額を請求書記載の金融機関へお振込み（市）

【申請書類等を郵送される場合】

〒759-2292

美祢市大嶺町東分 326 番地 1

美祢市観光商工部 商工労働課

電話番号 0837-52-5224

【受付期間】令和3年2月15日（月）から令和3年3月15日（月）まで